

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 23 年 10 月 6 日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

◆企業年金における財政運営基準等の見直しについて◆

平成 23 年 7 月 14 日から確定給付企業年金法施行令、確定給付企業年金法施行規則、厚生年金基金令、厚生年金基金規則及び関連通知の一部改正について、パブリックコメントの募集が行われておりましたが、本日、厚生労働省より、寄せられた意見及び回答が公表されました。

また、寄せられた意見等を踏まえ、財政運営基準に関する新たな改正案が公表され、パブリックコメント募集手続きが開始されております。(10 月 21 日まで意見を募集しています。)

(注) 以下では、次のとおり略記していることがあります。

厚生年金基金：基金 確定給付企業年金：DB

I 寄せられた意見及び回答

前回の改正案から変更となった部分についてご案内いたします。

なお、前回の改正案については中央三井アセットの年金情報(平成 23 年 7 月 14 日付)を併せてご参照ください。

1. 制度運営の効率化の観点から改正する事項

(1) 財政再計算時期の見直し

(基金)《平成 24 年度決算・財政検証から》

基礎率を見直して行う財政計算を財政再計算と定義。

- ・基金の財政再計算に伴う免除(代行)保険料率の見直しは行わないこととする。

➡ パブリックコメントを踏まえた変更点

現行どおり、財政再計算を行った場合には免除(代行)保険料率を見直す。



・財政再計算を任意の時期に行えるわけではない。

(11) 届出事項の拡大等

(DB)《公布日から》

・次の事項の規約変更を届出とする。

事業主の増加又は減少に係る場合の事業主の名称・住所 など

・次の届出不要事項については、労働組合等の同意を不要とする。

委託に係る契約に関する事項 など

➡ パブリックコメントを踏まえた変更点

届出不要（労働組合等の同意も不要）事項として、次の規約変更を追加。

事業主の住所変更が市町村合併に基づく場合、法律改正に伴う規約変更のうち給付に関わらない事項を変更する場合

2. 財政の健全化の観点から改正する事項

(1) 財務諸表の簡素化・透明化

(基金、DB)《平成24年度決算・財政検証から》

財務諸表上の調整科目を廃止。財務諸表に計上する債務は責任準備金に改める。

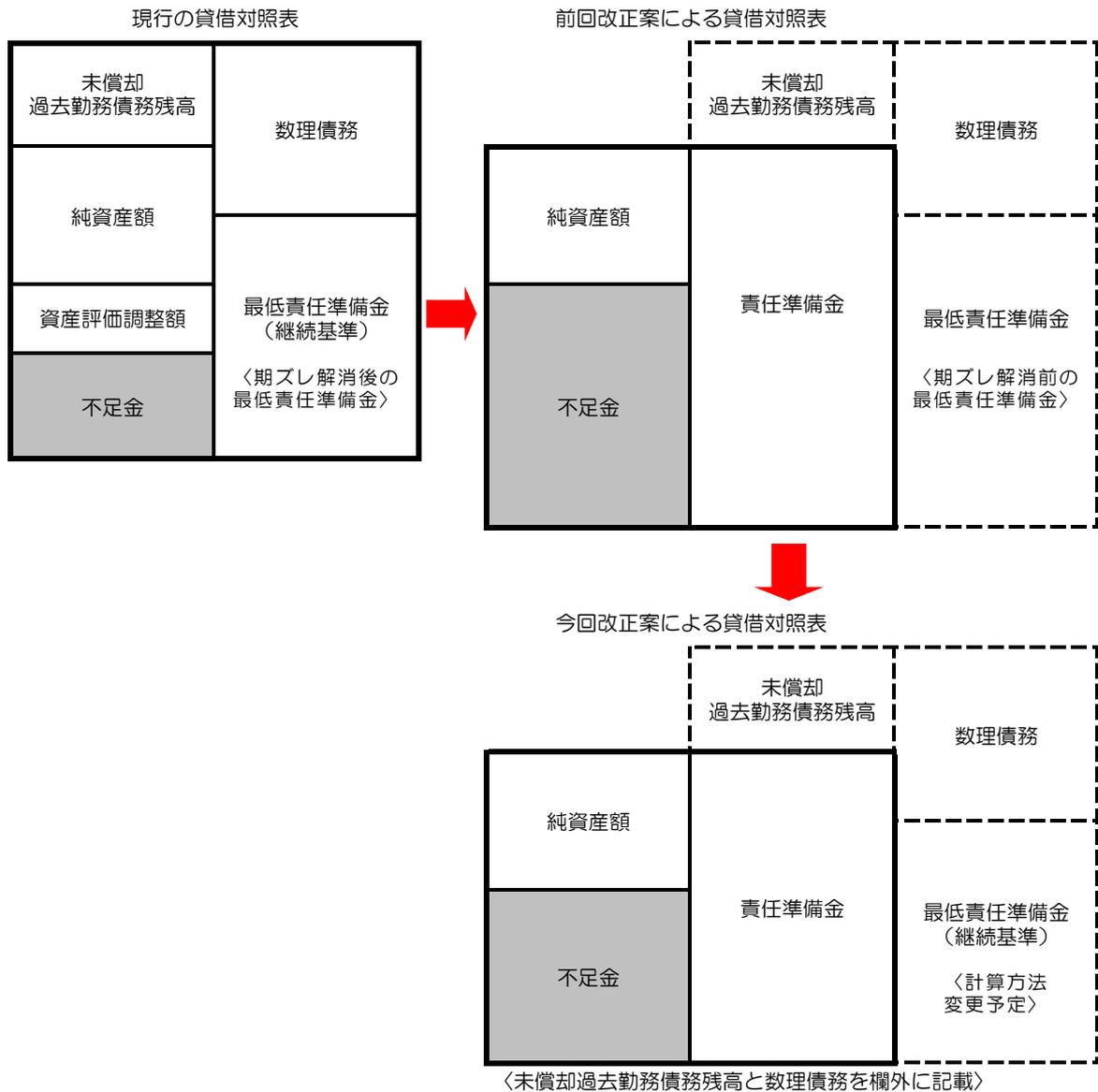
➡ パブリックコメントを踏まえた変更点

資産評価調整額 ⇒ 廃止（前回と変わらず）

最低責任準備金調整額 ⇒ 廃止しない（見直し後の基準に基づいて算定）

財務諸表に計上する債務は責任準備金であるが、欄外に未償却過去勤務債務残高と数理債務を記載する。





(注) 上図は基金を想定。DBの場合は、最低責任準備金部分も数理債務とみなしてイメージ。
 資産の評価方法が数理的評価方法であり、「数理的評価額 > 時価評価額」の場合、当該差額相当額分、
 不足金が増加

(3) 非継続基準の見直し

(基金、DB)《平成24年度財政決算・財政検証から》

5年間の経過期間を設けて、積立要件を90%から100%に戻す。

積立要件をクリアできない場合の掛金引上げの要否判断について、回復計画による方法を廃止(積立水準に応じて必要な掛金を設定する方法に一本化)。

- ・5年間の経過期間について

現行の90%から、92%(平成24年度)、94%・・・100%(平成28年度)と段階的に100%まで引き上げていく。

- ・回復計画による方法の廃止について

適格退職年金からの移行時に回復計画による方法を採用しているDBについては、廃止時期を5年間(平成28年度まで)延期する。

→ パブリックコメントを踏まえた変更点

平成24年度から開始する積立基準の引上げスケジュールは、今後の経済情勢等を踏まえ、必要があると認めるときは所要の検討を行い、必要な措置を講じる。

回復計画の廃止を5年間延期する。

ただし、回復計画で使用する予定利率、運用利回りは実現可能なものとする。

(4) 指定基金の指定要件等の見直し

(基金)《平成23年度指定分から》

指定要件に、「直近の決算において、積立金が最低責任準備金の8割を下回った基金」を追加。

(指定年度の12月末時点で9割を超えた場合に解除される(8割ではない))健全化計画の前提については以下のとおり。

- ・最低責任準備金のコロガシ利率

厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りを下回らないものとする。

→現在は、厚生年金保険本体の運用実績の過去5事業年度の平均も使用可能。

- ・年金資産の利回り

基金の運用実績の過去5事業年度平均又は計画作成時における最低積立基準額の算定利率のいずれか大きい率とする

→現在は、直前の財政計算で用いた予定利率を上回らないものとするとしている。

- ・加入員数

過去5事業年度の実績を用いて適切に見込む。

→ パブリックコメントを踏まえた変更点

最低責任準備金のコロガシ利率は、直近まで確定している厚生年金保険の運用利回りを用いることとする。



II 財政運営基準に関する新たな改正案

(1) 掛金引上げ猶予措置

(基金、DB)

平成24年4月1日以降に掛金の引上げが必要となる基金(指定基金を除く)、DBに対して、平成25年4月1日まで掛金の引上げ猶予を可能とする。

・但し、猶予後に引上げが必要となる掛金を規約に定めることが必要。

(2) 予定利率の引下げに伴う不足金処理の特例

(基金)《公布日から》

平成25年4月1日までに予定利率を引き下げる場合、計算基準日時点の不足金の解消を留保することも可能とする。

・予定利率引下げに伴う後発債務分(数理債務の増加分)は特別掛金に反映。

(3) 最低責任準備金調整額の算定方法の見直し

(基金)《平成24年度決算・財政検証から》

現在の最低責任準備金調整額

$$= \text{平成11年9月に遡って期ずれが解消されたとして計算された最低責任準備金} \\ - \text{最低責任準備金}$$

見直し後の最低責任準備金調整額

$$= \text{当該事業年度末における最低責任準備金} \\ \times \{ (1 + \text{前事業年度における厚生年金運用利回り} \times 9 / 12) \\ \times (1 + \text{当該事業年度における厚生年金運用利回り}) - 1 \}$$

(4) 非継続基準抵触時の特例掛金の計算に用いる資産額の見直し

(基金、DB)《平成24年度決算・財政検証から》

非継続基準抵触に伴い拠出すべき掛金の計算に用いる資産額について、数理上資産額を用いることを可能としていたが時価額のみを用いることとする。

・判定については従来より時価額を使用。

・判定の結果、基準抵触となり掛金額を計算する際の資産額が時価となる。

(回復計画による方法の場合のシミュレーションスタート時の資産額、積立比率に応じて掛金額を計算する方法の場合の資産額のいずれも数理上資産額を用いることができない。)



(5) 廃止までの経過措置期間中に回復計画で用いる前提の見直し

(基金、DB)《平成24年度決算・財政検証から》

回復計画に実効性を持たせるため前提の一部を見直す。

・最低責任準備金のコログシ利率

厚生年金の直近の財政見通しに用いられている予定運用利回りを下回らない率。

(現在：厚生年金の過去5事業年度の平均でも可)

・年金資産の運用利回り

過去5事業年度の平均または最低積立基準額の算定利率のいずれか大きい率

(現在：予定利率で可)

・加入員(者)数

過去5事業年度の実績を用いて適切に見込む。

(現在：特に基準なし)

(6) 非継続基準における積立基準の引上げスケジュールについての検討

(基金、DB)《公布日から》

平成24年度決算から開始する非継続基準の積立基準の引上げスケジュールについては今後の経済情勢や企業年金制度を取り巻く環境等を踏まえ、必要に応じて検討を行い、必要な措置を講ずる。

(7) 指定基金健全化計画承認基準の見直し(基金)《公布日から》

指定基金健全化計画承認基準について、目標達成のための具体的措置を計画の内容とするように承認基準明確化するとともに、添付書類等の簡素化、提出期限の弾力化を行う。

なお、平成22年度以前に指定された既指定基金についても見直し後の基準に基づき、計画の変更を求めることとする。(提出期限は平成24年2月末。但し、提出困難な場合は、地方厚生(支)局長に報告した上で、平成24年9月末に提出することも可能とする。)

- ・ 目標達成のために必要な具体的措置については、給付設計に関する事項、適用に関する事項、負担に関する事項、業務に関する事項及びその他の事項ごとに措置の内容及び実施時期について、代議員会の議決を経た上で記載することを原則とする。ただし、基金及び設立母体の実情や具体的措置を実施するために必要な期間を考慮し、見込みを記載することも可能とする。(なお、健全化計画の承認は当該具体的措置の実施、財政の健全化が見込まれる場合に行うこととする。)
- ・ 指定年度の2月末までの提出が困難な場合は、地方厚生(支)局長に報告した上で、指定年度の翌年度の9月末に提出することも可能とする。
- ・ 厚生労働大臣が健全化計画の変更を求める場合の提出期限は、変更を求める際に提出期限を定めることとする。(従前は、変更を求めた日の翌日から起算して3ヵ月後の日が属する月の月末)



- ・ 健全化計画の様式（別添様式2）のうち、「1. 財政に関する事項」「2. 業務に関する事項」「3. 歴代代議員・理事等名簿」「4. 財政状況の経緯と現行のままでの財政見通し」について削除する。

以上

